



2019年12月号 (No.139)

今回のテーマ

- 1 2020年4月1日より海外居住者の被扶養者認定が廃止されます
- 2 2020年3月1日より、外国人の雇用保険手続きが変わります
- 3 ギャンブル依存症、保険適用検討へ

● 2020年4月1日より海外居住者の被扶養者認定が廃止されます

海外在住者の被扶養者認定について見直しが進められ、2020年4月1日より被扶養者認定の要件として「国内居住」の項目が追加されることとなりました。

原則、国内に居住していない家族のうち、下記の例外に該当しない者は被扶養者として認定されません。

※例外となる要件

- ①外国において留学をする学生
- ②外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③観光又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

- ④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者と身分関係が生じた者
- ⑤上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

2020年4月1日以降、海外居住者で健康保険の被扶養者となっている方については、被扶養者の対象外とされる見込みです。

ただし、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案(概要)には、「この省令の施行により被扶養者等でなくなる者であって、施行日(2020年4月1日)時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者等の資格について、入院期間中は継続させることとする。」と明記されています。



● 2020年3月1日より、外国人の雇用保険手続きが変わります

2018年12月25日関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人の雇用保険手続きに改正があります。お手続きの際はご注意ください。

改正の内容

- ① 雇用保険の被保険者となる外国人の場合
雇用保険資格取得届、資格喪失届と一緒に、「在留カード番号記載用別様式」を提出します。別様式での届出は資格取得届、資格喪失届に在留カード番号記載欄が追加された新しい様式に改正されるまでの暫定運用となります。(様式の改正は2020年度中の予定です。)
- ② 雇用保険の被保険者以外の外国人の場合
「外国人雇用状況届出書」を在留カードの番号欄がある新様式で届出します。

尚、経過措置として、2020年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届出については2020年3月1日以降もこれまで通りの届出様式で申請ができます。



● ギャンブル依存症、保険適用検討へ

厚生労働省は11月20日、ギャンブル依存症の治療を公的医療保険の適用対象とする方向で検討に入りました。

今後、IR(カジノを含む統合型リゾート施設)誘致が進む中ギャンブル依存症対策を強化したい考えです。

ギャンブル依存症の患者は年々増加しており、患者数は2014年度の2,019人から、2017年度には3,499人と約1.5倍になっています。

現在、ギャンブル依存症に特化した治療の保険適用はありませんが、厚生労働省は日本医療研究開発機構(AMED)が開発した集団治療プログラムを「効果あり」と評価し、保険適用を検討しています。

しかし、このAMEDの治療プログラムの効果を疑問視する声や税金や保険料を投入されることに対する反発も予想されます。

健保連幸野氏は「物質依存の健康被害が生じるアルコールや薬物依存症とは医療の必要性が異なる」と反対の意見を述べています。

厚生労働省は来年度の診療報酬改定に向けて、結論を出す方針です。



民泊についてのご相談は SATO 行政書士法人へどうぞ!

東京オリンピックを8か月後に控えた2019年11月18日、Airbnb(エアビーアンドビー)社は、国際オリンピック委員会(IOC)と2028年までオリンピック活動を支援する公式パートナー契約を締結したことを発表しました。

今回の両者の契約内容として、オリンピックの開催都市やステークホルダーが負担する宿泊費用の削減や、オリンピック期間のみに需要がある新たな宿泊インフラの建設を減らし、地元のホストと社会に直接収入をもたらす等の効果が得られるような宿泊事業に関する規定が含まれています。

2020年の訪日外国人観光客は3,600万人になることが予想されており、宿泊先が足りない中、今回のパートナー契約が民泊の需要を一層後押しすることが見込まれています。

弊社グループ企業であるSATO行政書士法人は、Airbnb社のオフィシャルパートナーです。法律の専門家の立場から、ホームシェア事業をサポートしています。事業開始には法的申請が必要となります。ビジネスとして興味をお持ちの法人様、個人の皆様、まずはWebサイト「Airbnb Navi」をご覧ください、法的なお手続きはSATO行政書士法人の民泊無料診断フォームからお気軽にご相談ください。

<https://secure-link.jp/wf/?c=wf73363730>

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人札幌オフィス
〒065-8631
札幌市東区北5条東8丁目1番33号
TEL: (011) 351-3010